

国民年金だよ



平成30年度国民年金保険料について

平成30年4月から平成31年3月分までの国民年金保険料額は、月額16,340円です。

平成30年度の国民年金保険料額は、国民年金法第87条において16,900円とされていますが、平成16年度からの物価と賃金の変動に基づく、平成30年度の保険料改定率0.967を乗じることにより、16,340円となりました。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。

また、クレジットカードによる納付やインターネットなどを利用した納付、そして便利でお得な

口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・文書・訪問により早期に納めていただくよう案内を行っております。

未納のまま放置すると、日本年金機構（年金事務所）から強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課せられるだけではなく、納付義務のある方※1の財産を差し押さえることがありますので、期限内の納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度がありますので、年金事務所または、役場窓口へご相談ください。

※1納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主です。

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

国民年金保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられ

ない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、年金事務所や役場窓口で手続きをしてください。

平成30年度の免除などの受付は平成30年7月1日から開始され、平成30年7月から平成31年6月分までの期間を対象として審査をおこないます。

また、申請できる過去の期間については、申請書を提出した日から2年1ヶ月前までになります。

失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間がある方などは、年金事務所や役場窓口でご相談ください。

日本年金機構はマイナンバーでの相談・受付を行っています。

日本年金機構においては、従来の基礎年金番号に加え、マイナンバーを利用した年金に関する相談や年金記録に関する照会を行っています。

公的年金制度では、平成30年3月5日から、年金請求の手続きや住所変更などの各種手続きが基礎年金番号だけでなくマイナンバーで行うことが可能となりました。**年金を受給している方・これから年金を請求される方へ**

マイナンバーにより各種手続きを行う場合は、①番号確認のため、マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写しなど②本人確認のため、マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどの提示が必要です。手続きの際は、①、②を各1点ご用意ください。



◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
電話 34-2121 内線 413
日本年金機構 旭川年金事務所
電話 0166-72-5002